【薬剤料と薬剤料点数】

#式会社 ジーシー昭和著 東京都板橋区連沼町76番1号

アズレイうがい液4%

外用薬

アズレン含嗽液

薬 価 26.90 円/4%1mL

包装(mL)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)
10	269. 00	27

アフタゾロン口腔用軟膏0.1%

外用薬

口腔粘膜用剤

薬	価	66. 20	円/0.1%1
$\overline{}$	Ιμщ	00.20	1 1/ 0. 1 /01

包装(g)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)
3	198. 60	20
5	331. 00	33

アモキシシリンカプセル250mg「TCK」

内服薬

合成ペニシリン製剤

薬価

10.10 円/250mg1カプセル

1 日量(Cap)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)				
Ⅰ日重(Cap)	1日分	1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	30.30	3	6	9	12	15
4	40.40	4	8	12	16	20

セファクロルカプセル250mg「SN」

内服薬 経口用セフェム系抗生物質製剤

家 儒

70.20 円/250mg1カプセル

1日量(Cap)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)				
1日重(Cap)	1日分	1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	210.60	21	42	63	84	105
6	421. 20	42	84	126	168	210

デンターグル含嗽用散20mg/包

外用薬

歯科用抗生物質製剤

薬 価

20.80 円/FRM20mg1包

1日量(包)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)				
	1日分	1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	62.40	6	12	18	24	30

トミロン錠100

内服薬 経口用セフェム系抗生物質製剤

薬 価

42.40 円/100mg1錠

1日量(錠) 薬剤料(円) 薬剤料点数(点) 1日(
	1日分	1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	127. 20	13	26	39	52	65
6	254.40	25	50	75	100	125

ヒノポロン口腔用軟膏

外用薬

歯周疾患治療剤

薬 価

175.90 円/1g

包装(g)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)
5	879. 50	88

【薬剤料と薬剤料点数】

#式会社 ジーシー昭和淳 東京都板橋区蓮沼町76番1号

フロリードゲル経口用2%

内服薬 口腔・食道カンジダ症治療剤

薬 価 98.20 円/2%1g

1 日量(g)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)				
1日量(g)	1日分	1日分	4日分	6日分	8日分	14日分
10 [0.5本]	982.00	0.5本	2本	3本	4本	7本
10 [0.54]		98	392	588	784	1, 372
20 [1本]	1, 964. 00	1本	4本	6本	8本	14本
20 [14]		196	784	1, 176	1,568	2, 744

ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2%「KYS」

外用薬

口腔洗浄・含嗽剤

薬 価 4.10 円/1mL

包装(mL)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)
40	164.00	16

ロキソプロフェンNa錠60mg「TCK」

内服薬

鎮痛・抗炎症・解熱剤

薬 価

9.80 円/60mg1錠

1日量(錠)	薬剤料(円)		薬剤料点数(点)			
	1日分	1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	29.40	3	6	9	12	15
1回量(錠)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)				
1凹里(邺)	1回分	1回分	2回分	3回分	4回分	5回分
1	9.80	1	2	3	4	5
2	19.60	2	4	6	8	10

DNT99901E(P-2404MB)

【歯科投薬料の算定】

(1)院内処方 (調剤料+処方料+薬剤料+薬剤情報提供料)

①調剤料 (外来患者:処方1回につき 入院患者:1日につき)

使用薬剤	調剤米	麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、 毒薬を調剤した時の加算(点)		
2 4000	外来患者	入院患者	外来患者	入院患者
内服薬・浸煎薬・屯服薬	11	7		1
外用薬	8	1		L
注 意・入院中の患者以外の		- みを投薬した場合は算定した	il)	

②処方料(処方1回につき)

使用薬剤	処方料(点)	3歳未満の 乳幼児加算(点)	麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、 毒薬を処方した時の加算(点)
6種類以下の内服薬の投薬 または、 外用薬、屯服薬のみ投薬	42	9	1
7種類以上の内服薬の投薬 (臨時の投薬で投薬期間が) 2週間以内のものを除く)	29	3	1

注 意 ・ 入院患者の処方料は入院基本料に含まれる。

・入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

③薬剤料

v	ク未れがす										
			薬剤料の算出法(点)								
	使用薬剤	1 単位	1単位の薬価が 15円以下の場合			1単位の薬価が 15円を超える場合					
	内服薬・浸煎薬	1剤1日分			日	数		日	数		
	屯服薬	1回分	1	×	回	数	$\left(\frac{(\mbox{\colored}-15\mbox{\colored})}{10\mbox{\colored}} + 1\right) \times$	回	数		
	外用薬	1調剤			1調剤	削分	(1点未満の端数は切り上げ)	1調剤	削分		

注 意 ・ 1処方につき7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のものを除く。)を 行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

・入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

4 薬剤情報提供料 (月1回)

Printing in the Control of the Contr					
薬剤情報提供料(点)	手帳記載加算(点)				
10 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り(処方の内容に変更があった場合は、その都度)算定する。	3 左記の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて患者の薬剤服用歴等を経時的に記録する手帳に記載した場合には、手帳記載加算として、所定点数に加算する。				
注 意 ・保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付	すした患者については、算定できない。				

(2)院外処方 (処方箋料)(交付1回につき)

使用薬剤	処方箋料(点)	3歳未満の 乳幼児加算(点)	一般名処方加算1 (点)	一般名処方加算2 (点)	
6種類以下の内服薬の投薬 または、 外用薬、屯服薬のみ投薬	68	3	7 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、 後発医薬品のある全	5 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、1品目でも一般名処方され	
7種類以上の内服薬の投薬 (臨時の投薬で投薬期間が) 2週間以内のものを除く	40	Э	# 17 C	たものが含まれている	
注 意 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。					

※うがい薬だけ処方する場合の取扱い<留意事項通知にて> うがい薬のみの投薬が治療を目的としないものである場合には算定しないことを明らかにしたものであり、 治療を目的とする場合にあっては、この限りではない。なお、うがい薬とは、薬効分類上の含嗽剤をいう。